

近畿中国森林管理局入札監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和7年8月8日)

開催日及び場所		令和7年6月30日(月曜日) 近畿中国森林管理局 大会議室	
委 員		岩本 大 (岩本会計事務所 公認会計士) 東 尚吾 (山口法律会計事務所 弁護士) 眞砂 剛志 (まさご税理士事務所 税理士)	
審議対象期間		令和6年10月1日～令和7年3月31日	
審議対象案件		123件 うち、1者応札案件 44件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
抽出案件	一般競争	17件(抽出率16%) うち、1者応札案件9件 (抽出率53%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
	随意契約	5件(抽出率33%) うち、見積者が1者の案件2件 (抽出率40%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
抽出案件内訳	工 事 業	一般競争	15件 うち、1者応札案件8件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		随意契約	1件 うち、見積者が1者の案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
	物品役務等	一般競争	2件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		随意契約	4件 うち、見積者が1者の案件2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
	(特記事項)		
委員からの意見・質問、それに対する回答等		意 見・質 問	
		1	総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)を適用することでどのようなメリットがありますか。
		2	治山工事における競争参加資格について、等級の設定はどのように行われますか。
		3	国有林野事業工事請負契約約款第61条に基づく仲裁合意書とはどのようなものですか。
		回 答 等	
		1	受発注者間の協議により単価合意を行うことで、工種毎の数量の増減に係る変更契約や予算の見通しが付けやすくなることがメリットとなります。
		2	工事規模に応じて工事等級を決定のうえ、直近上位下位の者を資格要件として設定しています。
		3	契約を履行していくうえで疑義が生じた場合は、甲乙で協議を行う必要がありますが、協議が整わない場合に、中央建設工事紛争審査会等に仲裁合意を委ねることを事前に合意しておくものです。

	4	建築工事において、契約の内容が競争に適さない性質のものであり、元々の工事に付随して特定の者に発注せざるを得ない特命随意契約を一般競争入札としていませんか。	4	契約の履行が特定の事業者のみとなる場合は、随意契約による発注手続きを行うこととしており、今回はこうした制限は確認されなかったため、一般競争入札による発注手続きを行っています。
委員会による意見の具申又は勧告の内容 〔これに対し部局長が講じた措置〕	特になし。			

事務局：近畿中国森林管理局 企画調整課

(注) 1：必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注) 2：公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 42 条第 1 項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。